

# ホームページ公開用

平成31年3月20日 臨時教育委員会 会議録

## 1 開催日時及び場所

- ・平成31年3月20日（水） 午後2時05分 ～ 午後4時23分
- ・教育委員会室

## 2 出席者

教育長	安福正寿	事務局職員	
委員	稲本正	副教育長	内木 禎
委員	野原正美	教育次長	堀 貴雄
委員	森口祐子	義務教育総括監	服部和也
委員	竹中裕紀	総合教育センター長兼教育研修課長	坂井和裕
委員	近藤恵里	教育総務課長	平野孝之
		教育総務課教育主管（高校）	高橋宗彦
		教育総務課教育主管（義務）	早川 剛
		教育管理課長	松田直樹
		教育財務課長	柴田雅道
		教職員課長	北岡龍也
		教職員課福利厚生室長	若野 明
		教職員課教育主管（義務）	古田秀人
		教職員課教育主管（高校）	大坪一才恵
		学校安全課長	片桐基晴
		学校支援課長	古賀英一
		学校支援課教育主管（義務）	渡邊勝敏
		学校支援課教育主管（高校）	森岡孝文
		特別支援教育課長	松原勝己
		体育健康課長	野田正明

## 3 議事日程等

議第1号、議第2号、議第3号、議第4号及び議第7号について非公開とすることを決定。

## 4 会議録

平成31年3月5日開催の定例教育委員会の会議録を承認。

## 5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容
<b>議第1号 職員の表彰について（非公開案件）</b>	
職員の表彰について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
<b>議第7号 いじめに関する重大事態の調査報告について（非公開案件）</b>	
いじめに関する重大事態の調査報告について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
<b>議第2号 平成31年度定期人事異動について（非公開案件・事務局限定）</b>	
平成31年度定期人事異動について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
<b>議第3号 教職員の懲戒処分について（非公開案件・事務局限定）</b>	
教職員の懲戒処分について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
<b>議第4号 教職員の懲戒処分について（非公開案件・事務局限定）</b>	
職員の表彰について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
<b>議第5号 「懲戒処分の指針」の改正について</b>	
教育管理課長	議第5号「懲戒処分の指針」の改定についてお諮りする。 改正の概要は資料7頁にある。今回の改正は、公文書の不適正な取扱いに関する標準例の改正である。昨年12月に教育委員会の公文書規程を改正し、「公文書の不適正な取扱いの禁止」を明文化したところだが、この規定に違反した場合の標準例を定めるものである。具体的な改正としては従前の一般服務関係に規定してある「公文書偽造・変造」を「公文書の不適正な取扱い」に改め、標準例を細分化するものである。資料下段の箱書きが改正後の指針であるが、先ず、「ア」として、公文書の偽造、変造や虚偽公文書の作成、又は公文書を毀棄した場合は、免職又は停職とする。そして、「ウ」に記載があるように、公文書の改ざんや・紛失・誤廃棄などにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合は、停職、減給又は戒告とし、改ざんの中でも、決裁文書の改ざんについては、「イ」にあるとおり、公文書の偽造、変造等と同じく、免職又は停職とするものである。いずれも人事院が定める国家公務員の標準例と同一であり、知事部局とも同一の内容となっている。
稲本委員	国も地方自治体も皆ほぼ同じという理解でよいか。
教育管理課長	地方公務員であるため、国家公務員の動きに合わせる。

## ホームページ公開用

教 育 長	議第5号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
<b>議第6号 教職員の勤務環境の改革に関する総合的な取組方針について</b>	
教 育 管 理 課 長	<p>議第6号、教職員の勤務環境の改革に関する総合的な取組方針についてお諮りする。</p> <p>資料21頁の「教職員の働き方改革プラン2019（案）」と題する資料をご覧ください。県教育委員会では、平成29年度に「教職員の働き方改革プラン2017」を策定し、教職員の勤務の適正化に向けた取組みに着手した。そして、平成30年度の「働き方改革プラン2018」では、特別支援学校講師自死事案に関する弁護士による調査報告書も踏まえた取組みを行ってきたところである。来年度の働き方改革プランの策定にあたり、この1年間の「働き方改革」を巡る国の動向については、資料上段にあるように、昨年6月に「働き方改革関連法」が成立し、これに伴い改正された労働安全衛生法では、労働時間の状況を把握することが、校長や服務監督権者である教育委員会を含めた、事業者の義務として明記された。また、本年1月には、文部科学省が、時間外勤務の上限の目安時間を「原則1月45時間・1年360時間」とするガイドラインを策定するなど、長時間勤務の是正に向けた機運が急速に高まっている。一方で、本県の現状を見ると、県立学校における長時間勤務者の割合は徐々に低下傾向にあるものの、今年度の最繁忙月である昨年5月においては、過労死ラインとされる月80時間を超える者が25%、今回のガイドラインで示された月45時間を超える者は60%と、長時間勤務の根絶に向けて更なる取組みが必要な状況である。こうした状況を踏まえ、プラン2019では、「時間外勤務時間が月45時間以内となることを目指しつつ、まずは月80時間を超える教職員をゼロにすること」を基本目標として掲げ、「4つの大きな柱」に沿って、取組を進めていきたいと考えている。4つの大きな柱のうち、1つ目の大きな柱として「長時間勤務・多忙化解消に向けた取組の推進」を掲げている。ここでは、さらに4つの項目に分けて取組みを進めていく。まず、1つ目の項目は、「勤務時間管理の徹底と勤務時間を意識した働き方の推進」である。時間外勤務を命じることができる業務が限定されている教員については、勤務時間を管理する意識が希薄になりやすいとの指摘もあるため、各学校において「退勤時刻」を設定し、各教員がこれを超えて勤務する場合は、管理職に予め申告を行うなど、管理職が個々の教員の業務の内容をしっかりと把握したうえで、必要に応じて、業務分担の見直しを行ったり、効率化に向けた指導・助言を行う仕組みを導入していく。また、学校の開錠・施錠を教員が当番制で行っている現状を踏まえ、「基本となる開錠・施錠時刻の設定」や、その手法について検討していく。次に2つ目の項目「業務内容の不断の見直し」では、来年度、県立学校の各教室に電子黒板、無線LAN等のICT機器の整備を進めることとしている。これを契機として、必要となるデジタル教材の共有化も図ることにより、教材研究の負担軽減を図っていく。次に3つ目の項目「部活動指導に係る負担軽減」として、教員の時間外勤務については、「部活動」が大きな要因として挙げられることから、今年度、県で策定した「高等学校部活動ガイドライン」に基づき、適切な休養日や活動時間の設定を進めていく。また、単独で指導や引率を行うことができる「部活動指導員」を新たに配置し、教職員の負担軽減効果を検証するモデル事業として実施していく。次に4つ目の項目「学校を支える体制の整備」では、スクールカウンセラーの配置拡大を行うほか、県立農業高校の学校農場における栽培や飼育等に関わる土日祝日の管理業務を外部に委託するなどして、教職員の負担の更なる軽減を図っていく。続いて、2つ目の大きな柱として、「ハラスメントとメンタル不調等の速やかな察知と解決」を掲げている。まず「ハラスメント等の速やかな察知と解決」に向け、悩みを抱えた教職員が相談しやすい環境をつくるため、新たに事務局内に「ハラスメント等に関する専用相談窓口」を設置する。また、「教職員の心身の健康づくりの支援」として、管理職が部下の心のケア等を行う「ラインケア」の充実を図るため、管理職を対象とする研修会の開催など研修・啓発を行っていく。次に、3つ目の大きな柱として、「働きやすい環境づくりに向けたマネジメント力向上と組織体制の確立」を掲げている。冒頭で説明したとおり、労働安全衛生法の改正があり、</p>

## ホームページ公開用

	<p>労働者の心身の健康確保のため、労働時間の状況を正確に把握することが事業者の義務として明記され、学校においても勤務時間の正確な把握をはじめとした労務管理の徹底が求められることとなった。これを受け、学校管理職が労務管理の重要性を十分に理解し、学校現場において実践するために必要な研修を実施していく。最後に4つ目の大きな柱として、「市町村教育委員会の取組の働きかけ」を掲げている。来年度は、「休日も含めた正確な勤務時間の把握」、「月80時間を超える時間外勤務者に対する心身の健康状態の確認の徹底」、「部活動における週2日以上以上の休養日の設定等」の3つを重点項目とし、市町村教育委員会の取組みを促していく。こうした取組みを通じて、学校における「働き方改革」をさらに進めていきたいと考えている。</p>
<p>稲本委員</p>	<p>能率・質を上げなければいけない。質を上げないと量も減らない。好きこそものの上手なれということもある。単に時間を短くするというのではなく、教師というものが、仕事が好きで、学校に来ることが楽しくて、短時間で結果を出す、ということについて議論をする必要があると思う。具体的に言うと、ある企業での取組例であるが、始業時に準備運動をする、終わったら必ず良かったことを確認するなど、いろいろな方法があるなかで、能率を上げるためにどうするかという議論をしっかりとっていくべきである。下手をすると働き方改革のはずが、早く帰ることばかり考える職員が出てきて、働かない改革になりかねない。これからの時代、子どもの自主性を育てることが大切であり、ある意味教師にとってはものすごく大変になる可能性もあるが、うまくいけばとても楽になる。ある小学校では、授業も子どもの自主性に任せ、宿題も出さず、先生は見学に来る人の対応をしているところを見た。生徒の自主性を念頭に置き、能率をどう上げるか、その中に働き方改革があるということを考えて進めていくとよい。結果だけを求めても現実には実現できないことになるかもしれない。働くということの意味の改革を一緒に行わないと、システムがついていかないとと思う。</p>
<p>竹中委員</p>	<p>そのとおりだと思うが、まずは時間をしっかりと管理することが大切である。熱血漢の方はついやり過ぎる傾向にあるため、そのなかでイレギュラーを見つけたら、スクールカウンセラー等の特別な方を応援に入れるとよいと思う。もう一つは、これからICTを活用していくという点である。これからのいろいろなマニュアルを、上手な先生は大変上手に作られる。これをその人のスキルにするのか、共有するのか。共有する方が大変効果的ではあるが、実際に共有できるのか。基本的なところは本部がつくって、どんどん配信することになると思うが、上手な先生はそれをもとに児童生徒も巻き込んでどんどん良い教材を作っていくと思うが、それを共有できれば、新採の先生でもある程度ハイレベルな授業ができるのではないかと。その辺りも働き方改革に入れていけるとよい。</p>
<p>稲本委員</p>	<p>ICTを活用すると、伸びる子は見事に伸び、差が出てくる。教育が変わるなかで、ノウハウを獲得するかどうかである。特に学校教育においては、難しいかもしれないが、獲得したものはマニュアル化若しくは共有するとよい。ここ3年くらいの間に各県で成果が上がるところとそうでないところの差が出てくるように思う。その中にいて働き方改革を進めるということ、少し念頭に置いて進めていくとよいと思う。ある意味チャンスである。</p>
<p>森口委員</p>	<p>初めて取り組むことやこれまでの習慣ではないことについて取り組むということは、現場ではかなり戸惑う先生も多いと思う。今変えようとしていることのなかで会社と違うところは、生身の生徒を相手にしながら教職員の時間をどのように削っていくかということである。うまくいく部分といかない部分について、何か月かは、アンケートあるいは聞き取り等で情報を得るなどしながら様子を見る段階ではないか。うまくいった例やうまくいかなかった例を共有し、準備期間が必要になるのではないかと。そういう中でうまくいったほしいと思う。</p>
<p>稲本委員</p>	<p>プランとして書いてあることは良いことであるが、実際にやって成果を上げようとすると、かなり難しいと思う。新しいことをしようとすると、必ず何割かの人が引っかかる。そこをどう納得しながら前へ進めていくかを考えなければいけない。</p>

## ホームページ公開用

野原委員	資料23頁の「③」の留守番機能付き電話を設置した学校の割合が49%というのは、かなり低いと思うがどうなのか。これは、予算さえあれば可能な話なのか。
教育管理課長	留守番機能付き電話の設置ということであるため、設置自体はそれほど多額の経費がかかるわけではない。ただ、設置に当たっては、保護者等のご理解を得ながら進めなければならないため、そうした手順を踏んでというところで約半数の数値にとどまっている状態である。
野原委員	デリケートな問題であるが、100%になるようにしていかなければいけない。
教育長	議第6号について、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により原案のとおり可決する。
<b>議第8号</b>	<b>岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について</b>
<b>議第9号</b>	<b>岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則について</b>
<b>議第10号</b>	<b>岐阜県教育委員会鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令について</b>
<b>議第11号</b>	<b>教育長に対する権限の委任等に関する規則等の一部を改正する等の規則について</b>
<b>議第12号</b>	<b>岐阜県重要文化財等の指定基準、岐阜県重要無形文化財の保持者等の認定基準及び記録作成等の措置を講ずべき無形文化財等の基準を廃止する告示について</b>
<b>議第13号</b>	<b>教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則について</b>
<b>議第14号</b>	<b>岐阜県公立高等学校管理規則の一部を改正する規則について</b>
<b>議第15号</b>	<b>岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について</b>
教育総務課長	<p>議第8号、岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてお諮りする。</p> <p>この4月からの組織改正に伴うものである。まず、第二条のところに課及び係の設置がある。具体的には、今回「課」に及ぶものはないが、「係」を若干見直している課があるため、それに伴う改正である。まず教職員課については、「管理免許係」と「免許係」に分割にする。これは、予算、県立学校事務の人事等に加えて教員免許の管理もしており、業務が幅広くあるために分割するということである。教育研修課については、「基本研修係」を「研修第一係」に、「専門研修係」を「研修第二係」に変更とし、教員の研修という一つの業務を柔軟に役割分担できるようにということに係名を変えている。特別支援教育課については、4係という係の数は変わらないが、「特別支援教育企画係」これは、特別支援教育の企画を担う係を設ける。また、発達障がい児童生徒の増加を踏まえて「発達障がい教育係」を新たに設ける。体育健康課については、昨年県内で一部の競技が開催された全国高校総体が終わったため、係がなくなる。そして、第三条については、課の分掌事務についてである。特別支援教育課と体育健康課について、現状に合わせた規定の整備、或いは先程の全国高校総体に関わる事務分掌事務がなくなったことに伴い改正を行った。</p>
教育管理課長	<p>議第9号、岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則についてお諮りする。</p> <p>資料90頁をご覧ください。今回の改正は、事務事業の見直しにより、公印の印影印刷を行う際の職員の立合い義務を廃止するものである。公印の印影印刷とは、公印を刷り込み印刷により押印するもので、例えば卒業証書に校長印を印刷する場合などに利用する。印刷の際は、印刷所において公印の不正な使用及び偽造を防ぐことを目的として職員による立合い義務を課してきたところだが、この規定は、凸版印刷が主流の時代に定められたものであり、デジタル印刷が主流である現在においては、立合いをしたとしても、印影の電子データのコピーがされてしまえば、その実行性がないことになってしまうため、印影印刷を発注する際には、仕様書に印刷業者が印影について遵守</p>

## ホームページ公開用

	<p>すべき事項を盛り込み、不正な使用を防止する対策を昨年12月より既に講じており、今回、立合い義務を廃止することとしている。なお、今回の改正については、知事部局とも協議し、同一歩調で対応している。</p>
<p>教育管理課 教育管理課長</p>	<p>議第10号、岐阜県教育委員会鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令についてお諮りする。</p> <p>資料91頁をご覧ください。今回の改正は、県の文書管理システムにおいて、公印押印の承認申請及び承認登録を電子上で行う機能が廃止されたため、関係規定を削除するものである。</p>
<p>教育管理課 教育管理課長</p>	<p>議第11号、教育長に対する権限の委任等に関する規則等の一部を改正する等の規則及び第12号、岐阜県重要文化財等の指定基準、岐阜県重要文化財の保護者等の認定基準及び記録作成等の措置を講ずべき無形文化財等の基準を廃止する告示についてお諮りする。</p> <p>両議案は、本年4月から文化及び文化財の保護に関する事務が知事の職務権限となることに伴い、関係する教育委員会規則等を改廃するものである。まず、議第11号は、3つの規則の一部を改正し、3つの規則を廃止するもので、一部改正を行う規則は、「教育長に対する権限の委任等に関する規則」、「岐阜県教育委員会表彰規則」及び「岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則」の3本である。また、廃止する規則は、「岐阜県文化財保護条例施行規則」、「岐阜県教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則」及び「岐阜県文化財保護センター管理規則」の3本である。具体的な内容については、一部改正を行う規則にあっては、「文化及び文化財の保護」に関連する事項をそれぞれ削除する改正である。続いて、廃止する規則については、これらはいずれも教育委員会規則としては廃止することとなるが、知事部局において新たに知事規則として制定ないし、既存規則の一部改正がなされることになっている。</p> <p>次に、議第12号「岐阜県重要文化財等の指定基準、岐阜県重要無形文化財の保持者等の認定基準及び記録作成等の措置を講ずべき無形文化財等の基準を廃止する告示」について説明する。これは重要文化財の指定などの基準を定めている告示であるが、教育委員会告示としては廃止をするものである。廃止に伴い、先程と同じように知事部局で新たに指定基準を設け、告示を行うことになる。</p>
<p>学校支援課 学校支援課長</p>	<p>議第13号、教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則についてお諮りする。</p> <p>改正の内容は3点ある。まず1つ目は、県立学校における学校運営協議会の拡充に伴い、その位置付けを明確化するため、所要の規定整備を行うものである。県立学校における学校運営協議会、いわゆるコミュニティースクールと呼んでいるが、今年度4月から県立学校11校を指定し、運用が開始されている。当時委員が5名以内という構成でスタートしたが、6月1日の規則改正により、委員の人数を10名以内に変更して拡充を図り、さらに来年度は、配置校を拡充し、一層の充実を推進していく。この学校運営協議会の拡充に伴い、その位置付けを明確にするため、「教育長に対する権限の委任等に関する規則」の第1条第1項第15号に、「教育委員会の職務権限として、学校運営協議会の設置及び委員の任免に関する規定を追加するものである。また、拡充に伴い、各学校からの委員の推薦対象者は200名を超えるようになる。教育委員会にて審議をすることは現実的ではないため、第5条第1項第5号において、法令等の規定に基づく附属機関の委員の任免と同様に、教育長の専決事項とするものである。次に、2点目として、教科用図書採択方針に関する規定の中に、義務教育学校の準用規定の追加を行う改正についてである。平成29年4月1日、県内に義務教育学校が2校開校したことに伴い、第1条第1項第6号中「同法第49条」の下に「第49条の8」を加え、義務教育学校の準用規定の追加をするものである。</p>
<p>特別支援教育課長</p>	<p>引き続き議第13号について、概要の3つ目「第1条第1項第8号及び9号、第5条第1項第3号」について説明する。第1条第1項第8号及び9号について、入学者選抜の一般方針や入学者定員について、高等特別支援学校の入学者選抜は教育長が専決できる事項であるが、従前よりこの教育委員会場で高等学校と併せて協議をしていただ</p>

## ホームページ公開用

	<p>ていたため、実態に応じて整備するというものである。したがって、「高等学校」の部分を「県立学校」と改め、「高等学校の入学選抜及び入学選考」としたところである。続いて、「第5条第1項第3号」については、入学選抜を行わない従来からある特別支援学校高等部や幼稚園部については引き続き教育長の専決ができるものとしたものである。</p>
<p>教 職 員 課 長</p>	<p>議第14号「岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について」及び議第15号「岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について」について一括してお諮りする。</p> <p>両規則とも共通の内容を改定するため、併せて説明する。資料115項をご覧ください。まず、高等学校管理規則について、提案理由に記載の内容が今回の改訂主旨である。一つ目は「連携型中高一貫校における、連携中学校の追加」である。資料123項をご覧ください。現在、県立揖斐高校と揖斐川町内の2校が連携型中高一貫教育を行っている。揖斐川町内には中学校が4校あり、旧揖斐川町の町立学校1校と揖斐高校が始めたわけだが、その後合併があり、揖斐川町の旧村に存在している中学校についても連携中学校の一つに加えていくということである。結果として、現在、揖斐川中学校そして北和中学校の2校と組んでいたわけだが、加えて谷汲中学校と坂内中学校の計4校と揖斐高等学校と連携型中高一貫校として教育を行っていく。</p> <p>続いて2点目について資料115項をご覧ください。2点目は中学校管理規則、また高等学校管理規則、特別支援学校の管理規則も同様だが、今般、学習指導要領の改訂により一部、教科・領域の名称が変わったため、それに伴う改訂である。具体的には資料119項にある高等学校管理規則第7条の「総合的な学習の時間」について、新学習指導要領では「総合的な探求の時間」に変更されたことに伴い名称を変更するものである。また、別冊の第15号にある特別支援学校管理規則について、資料6項をご覧ください。こちらの各領域及び各諸活動という中で、今まで小学校、中学校で「道徳」とされてきたものが、「特別な教科道徳」に変わった。また、高等学校も同様に「総合的な学習の時間」が「総合的な探究の時間」と変わったこと、これらを鑑みたものである。3点目については、再び資料116頁をご覧ください。県内の総合学科を置く学校がある。総合学科というものは、普通科教育と専門教育、職業教育、それらを両立するような学科であるが、それらの学科において系列やコースというものが非常に多くなっている。従って、これまでは、総合学科には学科主任というもの、これは必置としていなかったが、二つ以上の総合学科を置く学校には総合学科を総合調整する総合学科主任というものを置くというものである。具体的には、益田清風高等学校とか、大垣養老高等学校では、総合学科と他の学科を併置しているため、学校ではそれらの学科を取りまとめる主任というものを置くというものである。4点目は、高等学校と特別支援学校共通のものになってくる。働き方改革の推進に当たって、舎監業務の負担を軽減するための措置である。具体的には、寮を置く学校、或いは特別支援学校における寄宿舎を置く学校においては、舎監という寮や寄宿舎を担当する教員というものを置いている。これまでは、教員のみ、或いは特別支援学校においては教諭又は助教諭のみがその業務を担うことができるとされていたが、特定の教員に業務が集中するということもあり、その負担の分散を図るために教諭以外に講師、養護教諭についてもこの任務を担えるというように変えるものである。条文については、資料121頁、議題15号別冊資料においては8頁に該当の条文が記載してある。再び資料115頁をご覧ください。5点目は、高等学校のみの規定整備である。先程働き方改革プランでも話題になっていたが、来年度から部活動指導員を各高等学校に一部配置し、教員の部活動の業務の一端を代わっていただく。そして、部活動の指導のみならず、引率も含めたかたちで教員負担軽減を図っていく。これに伴い、高等学校管理規則に部活動指導員に関する規定を新設するものである。具体的には、資料121頁の第二十六条、これまで「削除」とされていたところに、新たに部活動指導員というものを記載するということである。6点目は、高等学校及び特別支援学校に共通の改正内容で、夏季特別休暇の促進を図るという内容である。資料121頁の旧の条文「第二十八条の2の第3項」には、「校長は、引き続き四日以上にわたる病気休暇又は特別休暇を受けようとする場合には、あらかじめ教育委員会の勝因をうけなければならない」となっている。しかし、本県の場合、夏季休暇、いわゆる夏休みは、4日連続で取得することが推奨されているわけだが、4日連続の夏休みをとろうとすると予め教育委員会の承認を得なければいけないというような運用になってしまい、本来の主旨から反するため、夏季休暇に関しては4日の規程を除くということである。ただ、その他の病気休暇や特別休暇等については、引き続き4日以上</p>

## ホームページ公開用

	<p>にわたる場合には予め教育委員会の承認を得て学校の運営に支障を来さないようにということである。特別支援学校についても同様である。その他所要の規程整備に関しては、過去の改正のなかで、一部改正漏れとか改正誤りがあったものを、併せて修正するものである。具体的には、120頁をご覧いただきたい。「第一八条の二」というところに新たに特別支援教育コーディネーターというものを設置した。本来であれば、昨年度の改正の時に、「第一九条」のところも「前二条」となっているところを「前三条」と改めなければならなかったところを失念していたということで、今回のこの機に変えさせていただく。これらの改正を認めていただけたら、平成31年度4月1日から施行したい。</p>
稲本委員	<p>文章で変わるだけでなく、意外と意味があると思う。議第8号で今まで教育研修課の係が基本と専門に分かれていたのを第一係と第二係に分けるのは、専門と基礎をつなぐという意味があるのだろうと思う。例えばICT教育は子どものころからずっとつながっていることだから、それをつなぐということはとても意味がある。そういう意味があって変えたのだろうと思う。変えたことの意味を徹底するとよいと思う。そういうとらえてよいか。</p>
教育研修課長	<p>従来、基本研修、専門研修は、ある意味型にはまった形で10年以上続いてきた。いろいろな研修の在り方、働き方も変わってきたため、それに合わせて組み変えたいという思いがあった。今、国の方が法改正をして、教員の研修に当たっても指標というかたちでライフプランを考えながらやりなさいと出ている。自分の考えでは、第一係の方で例えば、若手から中堅くらいまでを総合的にみたいという考えはある。そして、第二係で今度は中堅を超えて、例えば管理職になるまでの間をみたい、その様々ななかで、例えばICTとかもいろいろなかたちで入ってくるため、そのようなかたちで総合的にまとめた。これからいろいろ新しいものが入ってくることに備えたいという思いがある。</p>
稲本委員	<p>教員研修はとても大切なので、時代が変わればそこも変わる。総合的な学習の時間が総合的な探究の時間にかわったこともすごく意味があると思う。その意味も校長先生はじめ学校によく理解してもらい必要があると思う。同様に総合学科の学科主任を置くというのも、その役を担う人も非常に大切な存在だと思う。この人が校長とよく話し、学校の在り方というのを決めることになる。</p> <p>寮の管理をこれまで学校の先生が行っていたのを新たに外から雇うということか。</p>
教職員課長	<p>121頁の条文で言うと、これまでは学校の職員のうち教諭という役職の者のみが舎監をできることになっていた。それが、学校の中では教諭以外に、例えば、常勤講師とか養護教諭等、教諭のみならず他の職の方についても舎監ができるようになった。外部から雇うというよりは、校内でその役割を担える人を増やすということである。</p>
稲本委員	<p>全国から生徒を募集することになると、寮が必要となる。岐阜県ではどれくらいの割合の生徒が寮に入ることになるのか分からないが、ある寮では舎監が大変な力をもっている。そこは全寮制だったからなおさらだとは思うが、PTAと生徒とをつなぐ役割を担うからである。寮がよければ学校に人を集める一つの方法になる。なおかつ寮生活しながら街中のボランティア活動のように環境をよくするためゴミ拾いなどをするとしたことまで指導する。そうすると地域とも強く結びつくことになる。たまたま舎監について話を聞いただけが、ひょっとしたら、岐阜県もそのようになってくるのかと感じた。また、揖斐高校について、4校から集まってくるというのは全国的には珍しいのではないかと。こういうことがあると全国から集めやすいのではないかと。</p>
教育総務課教育主管(高校)	<p>もともと旧揖斐川町は2中学しかなかった。それが合併後の揖斐川町では4中学になった。規模的に言うと、4中学と連携している高校というのはあまりないと思う。ただ、このエリアで考えると非常に連携の密度が高いということで、特徴として今後、中高共に活用していきたいと考えている。</p>
教育長	<p>議第8号、議題9号、議題10号、議題11号、議題12号、議題13号、議題14号及び議題15号について、挙手により採決する。</p>

## ホームページ公開用

教 育 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
事務局報告（その他）	
（１）平成３１年度教育委員会行事予定について	
教育総務課 長	資料１２４、１２５頁をご覧いただきたい。来年度の教育委員行事予定表となっている。まだ未定になっているものや今後加わってくるものもあると思うが、現段階で把握している行事を記載している。また、当面、４、５、６、７月の定例教育委員会の日も入れてあるのでご確認願いたい。
閉会	
午後４時２３分、閉会を宣言する。	
上記会議録は正当であることを認め署名します。	
教 育 長	
書 記	